

ブルネイの輸入規制措置の概要 (平成25年10月2日時点)

【輸入規制措置の概要】

ブルネイ政府は、日本から輸出される食品について、福島県の一部の食品について、輸入停止措置を講じるとともに、その他の食品については日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書の提出を求めています。

(証明対象・内容)

| | 地域 | 品目 | 規制内容 |
|---|-------|--|---|
| 1 | 福島県 | 食肉、水産物、牛乳・乳製品、野菜・果物（生鮮・加工）、いも類、海藻、緑茶製品 | 輸入停止 |
| 2 | | 上記以外の品目 | 〈放射性物質検査証明〉（放射性セシウム134及び137についてCodex基準(注1)に適合することの証明）(注2) |
| 3 | 福島県以外 | 全ての食品 | |

注1；放射性セシウム ($^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$) : 1,000Bq/kg

注2；放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発行することはできません。